

役員に対する報酬の支給について

財団法人 日本傷痍軍人会

平成15年9月24日

寄附行為第24条第1項の規定にかかわらず、常勤役員が存在しないため、報酬を支給していない。

役員に対する退職金の支給について

財団法人 日本傷痍軍人会

平成15年9月24日

すべての役員に対して当面の間、退職金を支給していない。